

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース1月号 (No.110)

2013年1月22日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、2013年もよろしくお願ひいたします

2013年が始まりました。いよいよ、子ども・子育て関連法の本格施行まで2年を切りました。詳細は子ども・子育て会議で決めるとはいえ、実際の子ども・子育てで会議で保護者や現場の実態にもとづいた内容になるという確約はありません。各自治体で設けられる予定の子ども・子育て会議も同様です。私たちが、現場の実態や要望を伝えていかない限り制度の詳細も机上の論議でつくられてしまう可能性が高いのではないのでしょうか。「現行の職員配置では保育の質向上は厳しい」「保育士不足が深刻」といった実態は、多くの園に共通する課題であり、近隣の保育園や地域の保育団体と一緒に取り組んでいくことも重要です。経営懇会員は全国の民間保育園の経営者の中ではまだまだ少数ですが、各地域で子どもたちのためによりよい保育を実現させるよう、またそんな保育園の経営を守れるよう、つながりをひろげていきましょう。2013年も、よろしくお願ひいたします。

第33回経営研究セミナー 35都道府県・413名参加

2013年1月14～16日に、第33回民間保育園経営研究セミナーを、愛知県豊橋市ロワジュールホテル豊橋にて開催しました。35都道府県から413名が参加しました。過去最高だった昨年の435名には及びませんでしたが、参加都道府県数はこれまでで最高となりました。県別にみると、会場近県の愛知・静岡・岐阜はじめ、岩手・長野・沖縄も、過去最多の参加者となりました（内容は、次のページへ）。

ご参加のみなさん、ありがとうございました。セミナーに関するご意見・ご要望等ありましたら、ぜひお寄せください。



保育士の処遇改善におけ 臨時特例事業を予算化 ～'12年度補正予算案

総選挙による政権交代を受けて、予算案の審議等が例年より遅れている中、今年度の厚労省補正予算案が明らかになりました。政府は、'13（H25）年度予算案については補正予算も含めて「15か月予算」の考え方で切れ目のない経済対策を実施する、としています。厚労省の来年度予算概算要求（案）によれば、子育て支援の充実に584億円を充てるとしていますが、そのうち561億円は補正予算での要求額です。すでに補正予算は閣議決定されています。

詳しくは、同封の予算関連資料をご参照ください。

●安心こども基金の積み増し・延長に 557億円～保育士の確保・処遇改善、 保育・子育て支援の充実

補正予算では、安心こども基金の積み増し・延長（557億円）があげられています。その内容としては、①待機児童解消のための保育士の確保に438億円、②保育・子育て支援の充実に118億円とされています（別紙資料の2ページ・5ページ参照）。

①の保育士確保については、438億円のうち340億円を処遇改善のための上乗せ分として、運営費とは別に交付するとしています。具体的には、都

道府県の安心こども基金を通じて市町村から保育所に交付される予定で、恒常的な運営費の底上げではなくあくまで臨時特例的な事業として位置付けられています（資料 7 ページ）。保育士の処遇改善が予算化されることは重要ですが、単年度の臨時特例事業であるため昇給分に充てることは難しく、抜本的な保育士確保にはなりません。現場の状況が厳しさを増す中で、保育士の確保と処遇改善は、待機児童解消だけでなく保育の質にも関わる課題です。単年度の処遇改善でお茶を濁させないよう、要望し続けていくことが重要です。

②の保育・子育て支援の充実については、認定こども園事業費や地域子育て支援事業・一時預かり事業・へき地保育事業の改善・機能強化の費用とされています。とくに、へき地保育事業では、実施要件を 1 日当たりの平均入所児童数 10 人以上から 6 人以上に緩和するとしています（資料 4 ページ）。

●安心こども基金を積極的に活用し、 保育所の整備を！

安心こども基金には、今年度（'12 年度）予算の予備費を活用して、1118 億円が積み増しされ 1 年延長が決まっています（2012 年 11 月 30 日。保育情報誌 1 月号参照）。さらに補正予算で保育士確保等が積み増しされます。

市町村を通じて、安心こども基金の活用を要望し、各法人の事業展開につなげていきましょう。

安心こども基金	予備費対応分 1118 億円 — '13（H25）年度末まで延長— 保育所緊急整備事業 賃貸物件による保育所整備事業 子育て支援のための拠点施設整備事業 放課後児童クラブ設置促進事業 認定こども園事業
	補正予算として、さらに積み増し 保育士確保 438 億円 保育・子育て支援の充実 118 億円

セミナー特集

地域と子どもの願いにこたえる事業と、 共同の輪を広げるといくみを、 各法人・地域ですすめ、 新制度施行に対峙していこう！

今回のセミナーは、子ども・子育て関連法が成立後、はじめてのセミナーとなりました。制度の詳細がまだ明らかにされていない中で、制度問題に対応しきれない面もありましたが、今後の社会福祉法人のあり方を・果たすべき役割を考える契機となるよう講演・報告等の企画を準備しました。講演や報告等のレジュメ・資料を掲載したセミナー要綱集が若干残っています。ご希望の方にはお送りしますのでご連絡ください（送料込 1000 円）。

●子ども・子育て関連法にどう対峙するのか～1/14全体会

1 日目の全体会では、経営懇森山事務局長よりこの間の情勢の動きと今後の課題について基調報告を行いました。それを受けて、杉山隆一氏の講演と特別報告を行いました。

◆企業型ではない社会福祉法人経営の方向を

杉山隆一（佛教大学）

新制度により民間保育園の経営に、様々な影響が及ぶと予想されます。特に、企業型保育所経営との競争を余儀なくされる中で、保育士の雇用と働き方が変わり保育の質の維持・向上が困難になったり、園長としての仕事の質の転換を迫られたり、といった状況も出てくるでしょう。これまで、それぞれの法人・園がその成り立ちも含め大事にしてきた文化や保育内容、保護者との共同などを、今後も大事にしていくことが難しくなる可能性もあります。

そのような中で、企業型ではない、社会福祉法人の使命・目的に沿った保育園経営の方向を積極的に模索していくこと—例えば、一法人一事業から複数

事業の展開をめざすことや地域の要求に根ざした先駆的・開発的な事業の実施など一が提起されました。同時に、経営懇に対しては、保育園経営者の団体として、政策提言や権利保障としての保育・福祉事業経営の追求ができる組織となっていくことを課題とすべきではないかとの提言をいただきました。

◆特別報告～東京と大阪より

現在の制度のもとでも、積極的に法人・施設の枠をこえて、地域・子どもの現状をふまえた実践を行っている東京と大阪の保育園から特別報告として、実践報告をしていただきました。

東京の新田保育園園長・川端隆氏からは、同じ小学校区にある認可園 5 園とグループ保育室 2 室で、連絡会をつくり子ども同士・職員同士の交流や、研修をしながら、保育の質を高め合う関係づくりをしている実践が報告されました。保育に関する情報や重要なことを自分たちの園だけでなく共有するという姿勢で、対等平等に互いに学びあうことを意識して関係をつくってきました。企業の保育園であっても、園長・職員はまじめに保育・子どものことを考え交流を求めていることがわかり、一致点を見出すことができました。そういった子どもを中心にした連帯が、今こそ必要ではないかという報告でした。

大阪のわかき保育園園長・蕨川晴之氏は、保育士歴 18 年で園長になって 2 年目の若手園長です。母体の（福）石井記念愛染園は、成り立ちをたどると明治までさかのぼる歴史ある社会福祉法人です。明治時代から福祉事業を行ってきた法人の歩みと、労働者の街と言われる釜ヶ崎地域にある保育園として大切にしてきた園の保育や保護者・地域とのかわりを報告されました。わかき保育園では、釜ヶ崎、西成区というどうしてもマイナスイメージで見られることが多いけれども、自分たちの地域として子どもたちにも誇りに思えるように関わろうとしています。若手園長ながら、法人・園の理念や実践を自分の言葉で語る姿に励まされ刺激を受けたという感想が参加者から寄せられました。

●会計、法人運営、職場運営、子ども 4つの分野で講座&分科会～1/15

2日目は、午前中4講座、午後2講座・7分科会に分かれて、テーマ別の学習と実践報告にもとづく学習・交流を行いました。

◆1日集中講座～保育所会計の基本



前回のセミナーで、会計に関する講座は、半日では短いとの声がありましたので、今回は1日通しての講座としました。

また、今回は会計の

専門家を講師に招きました（講師：平田由紀子氏・ひらた税理士事務所）。

会計講座のレジュメは、セミナー要綱集に掲載しています。



◆写真で紹介～講座・分科会の様子

右：講座 B『社会福祉事業・社会福祉法人のあり方と課題』横山壽一氏

左：講座 C『おとな同士の関係づくりをどうすすめるか』中西新太郎氏、中：講座 D『子ども虐待の現状と保育園の課題』小宮純一氏



るか』中西新太郎氏、中：講座 D『子ども虐待の現状と保育園の課題』小宮純一氏

※講座の内容は、機関誌経営懇に掲載する予定です。

次世代育成の分科会



←中西先生の講座にて



常務理事の分科会



若手園長分科会



←子どもの安全の分科会



●活動交流・記念講演～1/16

3日目は全体会として、各地の活動と経営懇のとりくみを交流し、セミナーアピールを採択しました（巻末に掲載）。経営懇の取り組みでは、12月に行った内閣府との懇談について副会長の原田秀一氏から報告がありました（懇談については先月号に掲載）。また、石川会長より、今年8月に開催される合研集会を保護者と学びあう保育集会として位置付け取り組むことが提起されました。

最後の記念講演は、さようなら原発 1000 万人署名市民の会呼びかけ人でもあるルポライターの鎌田慧さんでした。鎌田さんは、日本での原発の歴史と将来にわたる危険性、それらを嘘で包み隠したまま国策として進めてきた政府の罪等について、自身の取材体験をまじえながら、淡々と語りました。一貫して現場に足を運び実態を発信し続けてきた鎌田さんの思いを感じることができました。音響の調整不

足により聞き取りづらく、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

◆地域で共同の輪をひろげる～活動交流

群馬からは、保育センターとして行ってきた自治体キャラバンのとりくみ、愛知からは、幅広いつながりをつくりながら粘り強く継続している名古屋市の公立保育所民営化反対運動について、発言がありました。どちらも、経営者だけの運動ではありませんが、各園の園長・理事長らが核となり活動をしています。

群馬の自治体キャラバンは2009年度から始めて、今年度4回目。2011年には全国合研を開催し、自治体に後援してもらうという関係も作りながら、4回目となる今年は、情報が得られるからとキャラバンを心待ちにする自治体・担当者もできました。そして、自治体は敵ではなく共に地域の子どものために協力し合うこともできる関係を作ることできるということをも身をもって実感できるようになってきたということでした。また、新システムをめぐる運動の中で、保育三団体と共に研修大会を成功させる（2012年7月13日）等、4つめの団体として認知されつつあることも報告されました。

愛知では、名古屋市公立保育園民営化反対の動きの中で何を得てきたのか、という観点からこの間の運動の経過と現在進行中の問題が話されました。名古屋市の公立民営化は、2005年以降、様々な形で進められようとしてきました。小規模保育所連合会（略称：小規模連。民間保育園の集まりで多くが経営懇会員園）では、徹底的に反対しつつ、公募には手をあげていくことを確認し、その後の民営化提案にも対応してきました。その中で、名古屋市から企業参入の方向が提案されてきましたが、保護者をまきこんだ反対運動や、名古屋民間保育園連盟（名保連）と一致した企業参入反対運動をまきおこしてきました。名古屋市は、民営化だけでなく賃貸方式の保育所整備計画等も打ち出してきましたが、今のところ、名保連や他市の法人の協力も得ながら認可

園には企業参入をさせていません。今後、名古屋の保育をどこまで守れるか、展望しにくい状況はあるものの、これまで積み重ねてきたつながりや連帯の力であきらめず運動を続けていくなから、成果をうみだしていきたい、と決意を語っていました。

◆保護者とともに保育とは何かを考えよう～第45回合研に保護者の参加組織を強め、保育大集会に！

合研集会にむけて経営懇からの訴え・石川会長

子ども・子育て関連法施行のもとでは、保護者は保育所との関係が契約となることで対決的な関係になり、これまで積み重ねてきた保護者と保育園の関係が断ち切られる可能性があります。子どもを真ん中に、保護者と共同ですすめる子育て・保育を、対決の関係にしてしまわないようにするために、今年の合研を保育の大集会にできないか、と考えています。多くの保護者と参加しともに学ぶ集会に、特に、初日の基調フォーラムでは、乳幼児期に大事にしたいことや保育とは何かを、全国の保育者・研究者とともに学ぶことができます。その後、地域・園に帰った保護者が運動の中心になるように願って、合研集会に取り組みしましょう。新制度に負けない保育を保護者とともに作っていく契機にしましょう。

保護者の参加費は、運営費からは出せないの、今から資金作りを進め、参加を募ることが必要です。情勢をふまえ、私たちの願う保育を職員・保護者と共に学ぶ合研集会にしていくために、今年の合研を単なる恒例の研修としてではなく積極的に保護者をまきこむ機会ととらえて取り組むことを、経営懇役員会から訴えます。



左：45 合研訴え（中西実行委員長）

右・下
46 回合研
福岡の訴え



●参加者の声～アンケートより

◆（保育所会計）資金収支・事業活動収支・貸借対照表など、それぞれの位置づけが改めてよくわかった。園長でも、会計を自分でしている人・全く関わっていない人などいろいろで、どこまで関わるのが本来のミッションなのか交流したい。（園長）

◆（講座 B）横山先生の、社会福祉法人の立ち位置についての分析が明確で勉強になった。営利法人との競い合いが予想される近未来にむけ、社会福祉法人の努力すべき視点を学べた。（京都・園長）

◆（講座 B）事業のミッションとそれを担う組織のあり方は密接に関わるという話が印象的。社福のあり方が転換を求められるということは、社会福祉事業の転換が起こっているということ。だからこそ社会福祉事業とは何かを問い直すことが重要。（理事）

◆（分科会 B②複数分野の運営）保育を老人福祉とともに広げる実践はおもしろく、地域に根ざすとはどういうことか考えさせられた。（広島・園長）

◆（講座 C）今、若者たちが人間関係をつくることにとてもしんどい思いをしていることがわかった。自分もコミュニケーション下手なので、否定的に見ないで一緒に成長したい。（大阪・園長）

◆中西先生の講演と分科会 C②の櫻庭さんの報告やみなさんの発言を聞いて、若い世代のいいところ探しをしてみよう、と思いました。（愛知・主任）

◆（講座 D）虐待問題を避けて通れない社会であること、しつけと体罰を一緒に考えてはいけないことを学びました。映像は辛すぎ…。（北海道・園長）

◆（分科会 D②子どもの安全）北海道の報告を聞き、保護者がつらい思いを出せるような関係を作っていく大事さと、関係機関と連携していく重要性を学びました。（愛知・主任）

◆（特別講座）父母との結びつきは大事、本質的な情報は私たちが伝えていくしかない。しかし、父母は私たち以上に直接入所システムにすでに慣らされており、自分で探した方が楽と思っている人もいる中でどう伝える？智恵が必要！（東京・主任）

社会福祉法人会計講座パートIII

新会計基準と移行手続き

税理士・持田晶子（第一経理）

その1

今 何故 会計基準の変更なのか？

I 始めに

今年度は「新会計基準」でスタートします。平成27年3月31日までに新会計に移行しなければならないということで、会計ソフトの会社や色々な所から、お知らせが来ていることと思います。でも研修会に行っても、高齢者施設の話が中心で保育園の会計がどう変わるか分からないという声も聞いています。これからの連載でみなさんの疑問や不安が少しでも軽減できれば幸いです。

II 今 何故、会計基準の変更なのか

1. 会計基準の流れ

最初に会計基準がどのように変更されてきたかを見てみましょう。

昭和51年に「社会福祉法人経理規定準則」が制定されました。通常、経理準則と呼ばれていた規定です。この当時の決算書は貸借対照表と収支計算書の2種類でした。覚えている方も多いと思います。

この次が平成12年の2月に通知され4月から適用された「社会福祉法人会計基準」です。これが通常、「新会計」と呼ばれ現在皆さんが適用しているものです。この新会計で決算書が貸借対照表・資金収支計算書・事業活動収支計算書の3種類になりました。減価償却という制度が導入されたのもこの時です。平成12年は、この年の4月に「介護保険法」がスタートしています。社会福祉基礎構造改革の大きな流れの中での変更でした。「措置から契約へ」と言われたのもそのころです。今まで国や社会福祉法人が行っていた福祉の分野に民間の営利法人が参入

してきました。民間の営利法人と同じ基準で会計も行う、ということで始まったのがこの新会計です。そして今回の「社会福祉法人新会計基準」です。平成24年度予算より移行できる準備が出来た所から移行するというので、既に移行している法人もあります。

2. 新会計基準導入の背景と目的

新会計基準の導入の目的は次のようなものです。

イ 会計ルール併存の解消による事務簡素化の要望

社会福祉法人が行う事業でも病院、特別養護老人ホーム、障害者の授産施設などは別の会計のルールがあったため、別に計算しなければいけないこと、又会計ルールにより計算の結果の収支差額の金額が異なるなどの問題があったこと。

ロ 社会経済状況の変化

景況を受け一層効率的な法人経営が求められること。また運営が公的資金、寄付金であることから経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があること。

ハ 分かりやすい会計基準の作成

経営分析や情報公開がより充実し、健在経営に資するため。

と行政は説明しています。しかし、それ以上に大きな背景としては2015・25年問題があるとも言われています。2015年には、いわゆる団塊の世代が65歳を迎えて本格的な引退生活に入る本格超高齢社会が到来するとともに総世帯数が減少し、大都市での人口減少が始まり、消費税が10%に増税されるのが2015年です。また、2025年はこの団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者の仲間入りをすることがあります。現在、長引く不況と超高齢化が同時に進行し、2015年にはそれが加速し、その10年後にはより財政がひっ迫する可能性があります。

その時、医療や年金制度、介護、福祉などの社会保障の分野でも大きな対応を迫られているからだ。今回の会計基準の変更は、保育園ではなく高齢者

の介護保険施設を対象として考えられています。この超高齢化社会では現在の介護保険の給付水準は維持できない。介護保険の単価を切り下げて、今までに蓄積してきた収支差額で施設を運営し1施設だけで運営できなければ同じ拠点の施設に援助してもらおう、それがねらいだとも言われています

※持田さんの社会福祉法人会計講座

新会計基準をテーマに数回にわたる連載を予定しています。今後、連載してほしいテーマ・内容等がありましたら、ぜひ、お寄せください。

FAX03-6265-3184/メール：gsp10404@nifty.com

人件費補助かちとる！ ～群馬県高崎市

群馬県高崎市では、待機児童解消に向けて、来年度から保育士を多めに雇用した民間保育所を対象に人件費を補助する事業を行うことを決めました。これは、年度途中の入所希望があってもその時点での保育士雇用が難しいため、年度当初からあらかじめ多めに保育士を採用し、急な入所希望にも対応できる態勢を整えるための人件費補助です（詳細は、同封の新聞記事参照）。

●高崎市保育協議会として、市議会議員への要請・懇談を実施

この補助事業実現の背景には、高崎市保育協議会による市内全園の実態調査や高崎市保育協議会あがりの要請活動等がありました。同封の冊子『高崎市の「保育」をとりまく状況について』にあるように、高崎市の保育の現状を調査し、保育士の配置や途中入所の状況、子どもの現状などを明らかにして、市議会議員との懇談に行ってきました。

先日のセミナーでも群馬県の会員から報告されたように、群馬ではこの間の新システム反対のとりくみにおいても県内の保育団体と共同のとりくみを行ってきました。その中から、つながりをひろげ、一

致できる点で、議員・自治体に要請していけるような土台がつけられてきたといえます。

今後、各地域でも、保育要求の実現・保育条件の改善を求めるとりくみを、地域の保育園のネットワークや保育団体として行っていけるよう、意識的な活動が求められています。

書籍紹介

『福島の保育第13集』

“2011.3.11とその後の福島の子どもたち”



福島県保育連絡会が、震災後の福島の子どもたちの状況についてまとめました。

夏季セミナーで訪問した、さくら保育園や子育て支援センターの様子、保護者の

思いもつづられています。

自治体に向けた調査をみると、児童数の減少が顕著です。県内での移動（避難）もありますが、県外への避難も多いことがうかがえます。

今、福島の子どもたち・保育所はどうなっているのか、その中で職員たちの思いは？全国の保育関係者・職員さん達に読んでほしい1冊です。

※1冊 1000円。送料は実費で、経営懇よりお送りします。ぜひ、お読みください。

◆同封資料をご確認ください◆

- ・資料～厚労省予算関係
- ・高崎市保育協会資料、新聞記事(上毛新聞)
- ・合研集会ニュース&分科会自主提案募集
- ・渡辺治講演会、保育研究所研究集会ちらし

子どもの命と発達を保障する保育制度確立にむけて 力をあわせて運動にとりくもう

2012年8月10日、野田内閣は多くの保護者や保育関係者の願いにそむいて、民主・自民・公明の3党合意をもとに、公的保育制度を切り崩す子ども・子育て支援関連三法を参議院において可決・成立させました。しかし、児童福祉法24条1項を残させたこと、さらには、衆議院で6項目、参議院では19項目もの付帯決議を採択せざるを得ない政治状況をつくりだしたことは運動の成果であり、私たちはここに確信をもつことが重要です。

12月16日投票の総選挙は、「新システム」の是非を含めて、今後の国民の生活を大きく左右する選挙でしたが、「新システム」を推進する自民・公明が320議席を獲得し、自公政権が復活する結果となりました。これは、民主党政権の失策への国民の怒りと、民主主義を蹂躪する選挙制度がもたらしたものであり、自民党への国民の期待が広がった結果とはいえません。

私たちは、どんな政治状況であろうとも、「新システム」の本質・問題点を引き続き指摘する必要があります。新制度が実施される場合でも、「新システム」の悪影響を可能な限り取り除き、さらに要求にもとづく改善をはかるための運動に取り組む必要があります。

乳幼児期は人間形成の土台となる大切な時期です。保育制度は「子どもの願いに応える保育」を保障するものでなくてはなりません。新システム反対の運動をさらに発展させて、「保育とは本来どうあるべきか」「私たちがめざす保育とは」をしっかりと論議し、次の運動につなげていく必要があります。

新たな保育情勢のもと、私たちはこの間の活動とその成果に確信をもち、子どもの命を守り発達を保障する責任をもつ保育所経営者として、以下の課題に全力で取り組むことをここに決議します。

1. 児童福祉法第24条1項を生かし、市町村の保育実施義務を強化するよう政府・自治体に要請します。同時に国民の福祉要求にこたえる事業を各地域で展開します。
2. 「保育・子育て支援制度の実現を求める請願」署名・学習活動に引き続き取り組むなかで、保育制度をめぐる情勢や保育条件の改善の重要性を多くの国民に広げます。
3. 自治体に対し具体的な保育現場の実態や要求を伝え、子どもの最善の利益につながる条例の策定を要望します。
4. 現場の実態や具体的な要求で一致できるところから、地域の民間保育園経営者・保育団体との共同の取り組みを広げます。
5. 私たちのめざす保育や保育制度・保育情勢を保護者と一緒に学びあい、ともに運動をすすめます。そのような観点から第45回研集会に多くの保護者とともに参加します。

2013年1月16日
第33回民間保育園経営研究セミナー参加者一同